

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会
《城東区》

■日 時：平成28年12月17日(土) 13:59～16:01

■場 所：城東区民センター

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長です。

松井大阪府知事です。

奥野城東区長です。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長です。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の福岡です。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の黒田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶と説明がございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向より本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

皆さん、改めまして本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。私、大阪府・市副首都推進局の局長の手向でございます。よろしく願いいたします。

きょうはですね、総合区・特別区に関する意見募集・説明会ということで開催させていただきました。後ほど吉村市長から本説明会を開催するに至りました背景であります、それから改革の必要性についてスライドを用いた説明がございます。私からこの会を開催する趣旨について簡単に説明させていただきたいと思っております。

今、大阪府と大阪市では共同いたしまして副首都大阪をつくっていかうということで取り組みを進めております。その副首都の実現に向けてふさわしい大都市制度というのが市民の方々や、それからこの大阪の発展にとってどういう形のものがふさわしいのかということを検討してまいりますために、ことしの4月に大阪府と大阪府で共同機関ということでこの組織が立ち上がりました。そこで今大都市制度の検討を進めてるところでございます。この制度検討をより深く進めてまいりますために、こういう説明の機会を設けまして、市民の皆様方から総合区制度、特別区制度、両制度に関するご意見いただきまして、今後の制度づくりに反映したいということで説明会をさせていただいております。

本日の意見募集・説明会は、これはあくまで大阪市が行政として開催するものでございまして、制度案の優劣をつけたり、また、総合区と特別区どちらかの制度を選択していただくといった場ではございません。また、開催目的に照らしまして、制度と関係のないご発言でありますとか政治的な主張といったものにつきましては、この趣旨からいってふさ

わしくございませんので、この場ではご遠慮いただきますようによろしくお願いいたします。

説明に当たりましてはできるだけ皆様のご意見を伺いやすいように丁寧に説明してまいりたいと思いますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

続きまして、奥野城東区長よりご挨拶申し上げます。

(奥野城東区長)

皆さん、こんにちは。区長の奥野でございます。皆様方には平素から城東区政の各般にわたりまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。また、本日は土曜日の午後というくつろぎの時間帯にもかかわらず総合区・特別区の意見募集・説明会に多数ご参加をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

城東区は、市内の中心部への交通の便のよいことなどから人口密度が大阪市で最も高い区となっております。また、区民の皆さんを対象としましたアンケートでも多くの方に住みやすいと評価をいただいております。住のまちとして発展してきております。各小学校校区を単位としました16地域活動協議会を中心としましたコミュニティもしっかりと築かれています。さらに、住民同士のつながりやきずなをつくり上げるため、さまざまな活動主体が互いに連携して取り組まれ、地域福祉や子育て支援の取り組みも積極的に展開されておられます。しかし、現在、大規模な工場の移転や縮小によりましてマンション建設が進み、待機児童や保育ニーズの増加への対応が喫緊の課題となっております。また、本市共通の課題であります高齢化も進んできております。これらの状況を踏まえ、城東区では住んでよかったと思えるまちを目指しまして、地域コミュニティの強化による防災、防犯、高齢者の見守りや、子育て世代が安心して産み育てられる環境づくり、子どもの学力向上に向けた取り組みを積極的に進めております。中でも子育てに関しましては、28年10月1日現在で待機児童が84名にも上っており、その対策はもちろんのこと、子育てするなら城東区をキャッチフレーズにさまざまな事業を進めております。子育ての「あったらいいな」実現講座では、一時保育つき連続セミナーを開催しております。また、絵本を通じた子どもと保護者のふれあいや交流を目指して、「絵本で子育て！みんなで子育て！」の取り組みなど、住民の皆さんと協働して社会全体で子育て支援の推進を目指し、施策を展開しております。また、区内の小中学校の児童生徒を対象に、家庭状況や経済状況にかかわらず、全ての子どもたちが学習習慣を身につけ、学力アップを図ることができるよう、塾代助成制度を活用した中学生対象の学習会を実施しており、また小学校でも時間外学習会をモデル的に実施しております。さらには不登校の子どもさんの支援として、居場所をつくり学習支援や活動プログラムの提供を行っております。皆様方には今後ともさらなるお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は新たな大都市制度に関します意見募集・説明会ということで、私も皆様のさまざまなご意見を聞かせていただくべくこの場に出席しております。説明の中でわかりにくい部分については遠慮なくご質問いただき、皆様の忌憚のない率直なご意見をお聞かせいただきますよう、どうかよろしくようお願い申し上げます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長より大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続き、お手元の資料に沿って事務局よりご説明いたします。ここまでで約1時間程度と見込んでおります。その後、皆様より説明内容に対するご質問やご意見をお受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、よろしくお願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんにちは。市長の吉村でございます。きょうはですね、土曜日の昼下がりと
いう時間、本来であれば皆さんお家でゆっくりされたり、趣味にいろんなお時間使われたり
というこの時間帯にですね、こうやって大都市制度の説明会、意見募集会に参加いただき
まして本当にありがとうございます。まず感謝申し上げます。

私からはですね、きょうはなぜ大都市制度改革が必要なのかというところの部分について
ご説明させていただきたいと思っております。制度の説明なのでちょっとわかりにくいところ
あるかもわかりませんが、できるだけわかりやすく説明したいと思っております。私の後に
ですね、部局のほうから制度の詳細とか正確な説明をさせていただきたいと思っております。

本来、例えば待機児童増えてきてるけどどうするのか、あるいは高齢者の皆さんの福祉
どうするのか、例えばうめきた、今工事中みたいになってるけど将来どうなるのか、
そういった個々の具体的な政策というのは非常にわかりやすいんですけども、制度という
のはちょっとわかりにくいところがあります。でも私はこの制度というのは非常に大事だ
と思っております。なぜならば、一つ一つの政策、これを実行していくのはやはり制度があ
って、その仕組みの中で実行していきますんで、この制度、大都市の仕組みがどうあるべき
なのかというのはこの大阪にとって非常に重要なことだと思っております。そういった視点
から、きょうはちょっとわかりにくいですけどできるだけわかりやすくこの制度の説明と
いうことをさせていただきたいと思っております。

まずですね、少し振り返っていただきまして、大阪にふさわしい大都市制度を実現しよ
うということで、昨年、皆様も覚えてらっしゃると思っておりますけども、5月の17日、住民投
票の実施をいたしました。当時何をやったかといえばですね、この大阪市、これを5つの
特別区に再編しよう。何でそんなことするのかといえばですね、住民の皆さんに身近なと
ころで住民自治、住民サービスを実行できる仕組みをつくっていかう。市長一人大阪市
でやっておりますけれども、皆さんの身近なところでのですね、いろんなことを実行できる区
長を選挙で選んでいきましょう。そのためのエリア、5つぐらいに絞ってそれをやりま
しょうということが1つの目的でやりました。そしてもう一つが、大阪市と大阪府、それぞ
れ大きな大阪の成長戦略については権限持っています。私は私で大阪市内のことについて、
大阪の広い経済成長であつたり道路であつたりさまざまな広域成長戦略についての権限を

市長が持つてる。もう一方で知事も同じようなものを持つてる。それが二重行政になって二元行政になってるじゃないの。これを一本化していく必要があるんじゃないか。つまり広域機能を大阪府へ一本化、一元化していこうというこの大きな2つの目的の中で特別区の設置、住民投票というのを行いました。その結果、皆さんもご存じのとおり賛成が69万票、反対が70万票と。0.8ポイント差の非常に僅差ではあるんですが反対が上回りました、昨年の5月の、いわゆる5つの特別区に再編するという住民投票は否決、この案としてはバツということになりました。その後ですね、住民投票で否決はされましたが、ただ、この大阪が抱える課題というのは解決されてないんじゃないかということで、私と松井知事が昨年の11月の選挙において新たな特別区の修正する案をつくらせてほしいということをお訴えをさせていただいて今に至ってるという状況であります。

まずですね、大阪は何が問題なのということなんですけれども、大きくここに書いてあります、これから人口減少、超高齢化社会に突入します。これはまだ誰も予想したことがない、体験したことがないような超高齢化社会がやってきます。そのために今のこの大阪の仕組みのままでいいのかどうなのかということ。それから、東京一極集中、これが物すごく進んでいます。これは日本的な課題でもあるんですが、あらゆる経済機能、政治機能、さまざまな分野において東京一極集中が進んでいる。もし東京に大きな地震があればどうなるのか。そういった中で、大阪の低迷も進んでいきますから、我々が考えている大阪はこういうふうにするべきだという考え方はこういうことです。東には東京が確かにありますけども、東西二極になるようなもう一つの一極を担うそういった副首都大阪を実現していくべきじゃないのかな、いくべきだというのが我々の考え方、知事、市長の考え方です。

1つはですね、じゃ、そのために何が必要なの。大阪、大都市、これが再生してですね、日本の成長をやっぱり牽引していく必要があるだろうと。そして、そのために何が必要かといえば、大阪市、大阪府それぞれ持ってますけれども、必要な都市機能を強化して行って、やはり今存在してます大阪市、大阪府の二重行政、これも解消する必要があるんじゃないか、それが1つの問題意識です。そしてもう一つ目の問題意識が、人口が減少していきます。人口が減少するということは働きが減ってくるということです。働きが減ってきて高齢化が進んでいくということになると、これは財源が限られてきます。働き手によって財源は生み出され、納税され、そしてそれが医療、教育、福祉に回っていく仕組みになってますので、財源というのはこのまま放っておけばどんどん限られていきます。じゃ、その限られた財源で無駄のないように市民の皆さんに最適なサービスをするためには何が必要なのか。住民の皆さんの身近なところで物事を決定していく、そういった仕組みが必要ではないのかということの問題意識。いわゆる住民自治を拡充していく必要があるんじゃないんですかというのが2つ目の問題意識であります。こういったところをですね、解決していく必要が大都市制度改革を通じて行うべきなんじゃないのかというのが考え方です。

ちょっとここからは客観的なデータになりますが、これは人口の動向です。どういうふうに人口って推移してるんですかというグラフです。ここはですね、昭和40年になりますので大分前です。昭和40年。それからこれは2040年。ここが今ですね。このあたりにいるわけです。そういう意味で何十年という単位で見た長い目で見た傾向というふうに思っ

いただけたらいいと思います。東京都ですが、こういうふうになっていってですね、現在ここ。東京都も下がるというようなことが予想されてます。緑は愛知県です。愛知県も下がる。赤が大阪府です。大阪府でちょっと見ていただきたいのが、特徴的なのが、大阪府、人口が高く推移してるんですが、ここからぐいっと下がってくる。そして下がり幅が非常に大きいという傾向にあります。高齢者の方も増えてくるということを示しています。こちらはですね、人口の動向です。今度は市単位で見たとき。横浜市、大阪市、名古屋市で見たらどうかということです。この緑が名古屋市、ほぼ横ばいですね。横浜市についてはぐっと上がっていった。ちょっと減りますけど。大阪市はですね、もともとここにおったんですけども、大阪市はぐんぐん減っていった、そしてさらにぐっと下がっていく。もともと人口が多い中減っていったから、いわゆる人口の減少の減りも激しいですし、一方でもともと人口が多いところから見て非常に高齢化も進んでいったというのがこの大阪市の現状であります。

これは経済のシェアです。日本全体の中でどのぐらいの経済のシェアを占めてるんですかという割合です。一番上が東京。東京はほぼ横ばいで推移していった。下が神奈川県と愛知県。これもほぼ横ばいで推移してる。赤が大阪府です。大阪府見ていただいたらわかるように、もともとは第二の経済都市と言われてました大阪府、それがどんどん下がっていった。このグラフもですね、1963年から2011年ですからかなり長い目で見たグラフです。これが顕著なのが大阪市なんです。名古屋市、横浜市というのはほぼ横ばいでずっと推移していったんですが、大阪市というのは残念ながらこれが右肩下がりになっていったような状態。非常に長い目で見たときに。これじゃいかんだろうということで、今、私も松井知事もですね、大阪の全体の成長を高めていくべきだということでさまざまな政策を今やっていっています。ただ、大きな過去からの長い推移で見たとき、40年ぐらいの単位で見ても、それで見ると大阪市というのはこういった減少傾向にある。これは絶対にこの対策を打っていかなくちゃいけないというふうに思っています。

これは資本金が1億円を超える企業、すなわち大企業がどうなってるんですかというグラフであります。東京都、神奈川県は増えていったわけですね。一方で大阪府というのはマイナス259、流出してるという現状です。これを都市部で見るとどうなのかといえばですね、東京都、やっぱり増えていった。大阪はどうなのと。大阪市は230減っていった。だから大阪府にあるほとんどは大阪市の中の大企業ということになります。要はやっぱり東京の一極集中が進む中で大阪というのは疲弊していった状況にあるというまさに現状。大きな会社自身も成長すれば東京のほうに行ってるというような現状であります。

これはですね、どのぐらい企業が集積してるのか、密度が高いエリアなのかというのを示した地図です。これ見てもらったらわかるんですが、青色の濃いところが事業所がたくさん集まってる、ひしめき合ってる場所です。この色が白くなってる場所はいわゆるその事業所が少ないエリアということになります。これを見ていただいたらわかるんですが、赤で書いてるのが、これが大阪市です。これは過去の歴史から見てですね、大阪というのはどういうふうになってきたかといえば、大阪市を中心にして成長してきた。これは間違いありません。大阪市を中心に企業が発達して成長してきた。しかしながらですね、現在はその企業もどんどん外に広がりを見せていった。だから大阪市域外にどんどん広

がりを見せていってるとというのが今の現状。ほぼ大阪府域全域ですね。ここら辺はちょっと山手になりますけど。こっちも山のほうですけどね。大阪府域全域に事業所というのは広がっていってるとというのが現状です。そんな中で、じゃ、この大阪府と大阪市の例えば経済の成長に関する広域的な広い成長戦略の権限はどこにあるかといえば、大阪市の中については大阪市長が、それ以外については大阪府知事がというそれぞれが広域行政を担当するような状況になってる。まさに全体的な事業所は外に広がってるのに、大阪市、大阪府が広域行政という意味では二重になってるような状態で今進んでいってるとというのが現状です。これを何とかしなきゃいけないんじゃないですかという問題意識。

そしてですね、皆さん大阪府といえば、皆さん住んでらっしゃいますんでね、非常に大きいと思われるかもしれませんが、面積でいうと大阪府というのは物すごく小さい都道府県なんです。全国で47都道府県ありますけれども、その47のうち下から2番目、46番目です。大阪市もですね、この範囲になるんですが、大阪市というのは、全国で20の政令指定都市、いわゆる大都市と言われるのがありますが、面積でいうと下から4番目。つまり非常に狭いエリアでですね、大阪市と大阪府というのが広域的な経済成長に関する権限についてはひしめき合って、それぞれが持ってやっていってるといような現状にあるということです。

じゃ、それをほっといていいのというのであれば、そうではありません。これまではですね、かつては大阪府と大阪市合わせて府と市合わせて府市合わせ（不幸せ）というようにも言われてきました。これは歴史的な事実です。府と市がそれぞれ縄張り争いしたり権限争いしてなかなか進まない、府市合わせ（不幸せ）じゃないかというのは、これはかつて言われてきた。これはやはり問題意識として大阪の皆さんは持ってらっしゃるのかなと思ってます。それじゃだめだろうということで、今できることをということなんです。私の前の橋下市長の時代からですね、橋下市長、松井知事の時代から、そして今私も受け継いでますが、大阪の全体の成長については府と市でどうこうというんじゃなくて、府市一体になって進めていこうよということで今やっていってます。大阪の成長戦略であったり、グランドデザイン、大阪のまちをどうしていくのかということであったり、これも平成24年ぐらいからつくったわけですけども、大阪の観光戦略、平成24年からつくりました。これも、これまで大阪市と大阪府がばらばらの観光戦略をやったけど、これはもうやめようというので、大阪市と大阪府合わせて大阪観光局というのをつくってですね、国外からの人がどんどん大阪においでよと、大阪の魅力を国内にも国外にも発信する。それは大阪市、大阪府ばらばらにやるんじゃなくて、一緒になった観光局をつくってやっていこうよというようにことをやったり、どういった観光戦略が必要なんですかというようにことをやったりしてるといことです。災害対策、津波対策についても共通のものをつくる。これも大きな大地震が起きたときに、例えば大和川を隔ててですね、津波の種類が変わったり地震の種類が変わるわけじゃありませんので、こういった災害対策についても府市一つになってやっていこうよということでさまざま進めていってる。まさに大阪市と大阪府がですね、いがみ合うんじゃなくて一体になって進めていこうよ。今は人的関係に頼ってますけど、人的関係のもとで共同の成長戦略をつくっていってる、そして実行していってるといのが今の現状です。

これは例えばの話です。例えば1つこういった事例ということなんです。これ以外にもたく

さんあるんですけども、これ1つの事例。何かというと道路です。高速道路。しかもそれは経済成長全体に資するような広域的な意味での高速道路であります。都市がですね、成長していくために必要な高速道路というと、世界の都市のまちづくりではほぼ常識なんですけども、環状線です。いかにこの環状線をつくっていくのかというのが成長したまちでは実行されている。例えば東京ですけどいろんな環状線が、つくってでき上がっていつてるわけですね。なぜかという、こういった環状線がなかったら、例えばこっちからこっち側に行くにも全部まちなかに集中して出ていくということになると大渋滞が巻き起こりますし、経済機能というのは低下しますので、例えばこう入ってきてこっち側に抜けていくとか、さまざまいろんな分散の形、そして効率性とか早く到達するとかそういったことを追求していくことでまちの大きな経済成長に資することになります。ですんでこういった環状線というのは非常に重要なんです。これは東京ではかなり進んでいつてる。大阪、第二の経済エリアと言われてますけど、これは普通であれば当然に進んでることなんですけど、これがなかなか進んできませんでした。その背景には、私は大阪市と大阪府の縄張り争いのようなものがあると思います。僕自身が市長になっても思いますが、それはあると思います。これまでですね、この大阪の都市の環状線がありました。例えば阿波座付近はですね、いつも渋滞なんですね。皆さんもラジオとかで聞かれたことありますけど、テレビとかでも阿波座が何キロの渋滞とか言われてますが、これ何で起きるかという、こういった湾岸エリアで経済活動した車両やいろんなものですね、こっち側に移動していくときにまちなかに入っていないと。環状線ないですから。まちなかに入るとなればどんどんやっぱりここが渋滞するわけですね。普通であればこういった環状線ができます。今実は淀川左岸線の延伸部というのがこれまではなかったんです。ミッシングリンクと言われてつくってもこられてきませんでした。最近ちょっと新聞とかで出始めて、左岸線の延伸部の事業することが国でも決定したとか府、市で決定したというのはちょっと皆さん見られたことあるかもわかりませんが、今は進んでいます。これはどういうものかという、ここの左岸線がつながればですね、大阪都市再生環状道路というんですけれども、事業中のやつもあるんですけど、ここの環状道路ができ上がるんですね。まさにここがミッシングリンクと言われてました。これは何でかというんですね、新御堂の豊崎があって、そこから高速で左岸線につながってるんですね、そこから始まって、ぐいっと地下にもぐっていつて、まさにこの都島とか城東とかそのあたり掘っていつて、今度門真に抜けてるんですね。門真になると大阪府なんです。権限が。大阪市じゃないですから。それまでは大阪市なんです。都島とかそのあたり。北区もそうですけど。これは大阪市長に権限があるんです。これは大阪市長と大阪府知事が一緒の方向を向かないとできないんです。これが今までできてなかったというのでですね、今市長、知事一緒の方向性になって、大きな大阪の経済成長のためにつくろうよということで、今着実に進んで、現に都市計画の決定も出て、国にも積極的に働きかけをして、来年度の予算には国はつくということになりました。これはミッシングリンクが今度解消に向けて動いていきます。こういったものはあくまでも一例なんですけれども、こういった大阪の全体の成長というのは、やっぱり市と府ばらばらにやったらなかなか進みにくい点がある。これをやっぱり一元化していく必要があるんじゃないのか、大阪の全体の成長のためにそういったものが必要なんじゃないのか、必要な都市機能を強化していつて二重行政を解消するのが大阪の全体の成長を考えた

ときにこれから必要なんじゃないんだろうかというのが1つの問題意識。そしてその解決策が今回の大都市制度案ということなんです。

そしてもう一つがですね、住民自治の拡充。これも非常に大事です。人口が減少していく中で財源も限られてきます。限られた財源でいかに適切なサービスをするのかということなんです。当然パイを増やしていくためには経済が成長しなきゃいけないので、先ほど申し上げたいろんな経済成長戦略をしてどんどんパイを増やしていくということもしなきゃいけない。それから、やっぱり若い人がどんどんまちに入ってきてもらって、まちが活性化していったって納税していったらというところも必要です。全体のパイを増やすという政策は物すごく大事で、それは私も意識して進めていっていますが、高齢の方が増えてくる中で、限られたパイをですね、増やしたパイでもいいですけど、そのパイをどう分けるかというときに適切なやっぱり分け方をしないといけない。じゃ、その適切な分け方は何なのといえどもですね、僕は住民の皆さんが身近で決定できる仕組みが適切な分け方につながると考えています。

ちょっとこれも事例の1つなんですけど、住民の皆さんに身近なサービスの必要性が高まってきてますよということの一例です。児童虐待ですけどね。児童虐待の相談件数というのもですね、平成17年700件ぐらい、それが4,500件ぐらいにぐいっと増えていっています。だからこれに対してやっぱり適切に対応していかなくちゃいけないというふうに考えています。

それからこれはですね、よく今都市部では大阪市も含めて全国的な問題になってます待機児童の問題です。待機児童と言ってもですね、実は一口に言っても大阪市の中でも待機児童の問題が非常に深刻なところとそうじゃないところのエリアの違いがあります。つまり住民の皆さんに身近なサービスはですね、実は大阪市24区の中でもそれぞれ地域事情によって色合いが結構違ってきてるんです。そこで皆さんの身近なところで地域の事情に応じた声を適切に反映できる仕組みが必要なんじゃないのかということなんです。例えば西区。これは待機児童数というのが非常に突出していっています。一方、こっちの例えば平野区とか西成とか東住吉区になってくると非常に少ない数字になってきてるということなんです。これゼロというふうには書いてますが、僕はこのゼロというのはおかしいんじゃないのかというので役所ともやり合ってるんですが、これは待機児童の数というよりも傾向というので見てもらったらいいと思います。つまり西区とか非常に大きなところもあれば、ほとんどないよねと言われるところもあるということなんです。城東区についても若い方が多く入ってきてる傾向が高いですから、城東区も待機児童は結構多いエリアになってるわけです。まさにそんな中で住民の待機児童が多いエリア、そうじゃないエリアさまざまあるけども、これを私のように市長一人で決定していく仕組みが果たして正しいのか、あるいは住民の皆さんの身近なところで決定できる区長さんのようなものをつくっていくほうが正しいのか、そういうことだと思えます。

住民の皆さんの身近なサービスをする上での大阪市ってどんな規模なのということなんですけど、大阪市は269万人。今270万人と言われてますけれども、それで市長一人です。270万人というのはどれぐらいの規模かということ、都道府県でいうと広島県や京都府とほぼ同じぐらいの住民規模、人口規模ということです。こういった人口規模の中ではですね、課題は何なのかということは、実は大阪市、大阪府だけじゃなくて国においても全国的な

議論がされています。下にあるのは、これは国において示されてる答申です。こういったことが言われています。つまり大都市においてですね、住民サービスを充実する上でですね、提供する上での体制に関してどうなのかということの国の意見、答申みたいなやつです。これによるとですね、やはり市役所の組織が非常に大規模化してくる傾向にありますねということが言われてる。それから、カバーするサービスも非常に幅広いですねということも言われてる。その結果どうなるかといえば、個々の住民とは非常に遠くなる傾向がありますねと言われるのが国でも言われてます。じゃ、この課題をどう解決していくべきなんですかということが、これは別に府が言ってるわけでも市が言ってるわけでもないですよ。国が言ってるわけです。正確にいうと国に答申をする専門家の機関が言ってるわけです。ここの個々の住民とは遠くなる傾向が大都市ではありますよ。特に住民サービスを提供する上で。これをどう解決していきましょうかということが実は大きな課題であり、これは特に大阪市においては僕は当てはまると思っています。

じゃ、そのために何もしないんですかと言われればそうじゃないです。今の制度の中でもできる限りのことはやっていこうというのを実行していつています。じゃ、何やってるのと言えればですね、住民サービスの身近なところについては区長にできるだけ権限とか財源とかを持ってもらって区長にやってもらいましょうと。局が持つ権限、財源を区長にできるだけ移管していきましようというのをやっていつています。局と言われても皆さんちょっとイメージつきにくいかもしれませんが、実は皆さん、城東区役所がありますけどね、いろんなことが城東区役所で決まって決められて実行してるのかと思われてるかもしれませんが、真実は違います。城東区役所は出先機関です。中之島に大きな市役所がどかんちあるんですけど、その市役所で決められたことを基本的にやってるというのが区役所の実態です。それじゃいかんだろう。じゃ、中之島で何やってるのといえ、中之島でですね、例えば子どもの施策であれば子ども青少年局というのがあったりとか、福祉局とか、都市を整備する局とか、いろんな局があるわけですけど、その局でいろんな企画立案をして全て決めて実行していつているというのが実態です。ただ、その局よりですね、やはり住民の皆さんに身近なところにあるほうが、やっぱり権限というものはあるべきなんじゃないのかというのが基本的な背景思想ですので、それを今できる限りのことはやっていつている。じゃ、そのために何が要るのかということで、区長を局長よりも上位の格付けにしよう。組織上ですね。そういったこともやっていつています。市役所は職員全部で3万2,000人います。その中で市長部局と言われるのが1万7,000人ぐらい。じゃ、市長部局って何かというと、例えば市役所はいろんな鉄道をやったりとか、今いろいろニュースで流れてますけど地下鉄とか水道とかいろんなそういったことをしてるとこもあるんですけど、そういったところを差し引いて市長のところ近くでやってる、行政としてやってるのはですね、大体1万7,000人ぐらいいるんですけど、その中で組織でどうなってるのといえ、一番上に市長がいて、その下に3人ぐらいの副市長がいます。その下にですね、だいたいこれまでにいくと局長というのが大体二、三十人ぐらいいると。その下に局長級の理事と言われる人たちが60人から70人ぐらいいる。その下に部長と言われるのが200人ぐらいいるわけですけども、これまでの区長ってどこに位置づけられたかといえ、その部長に位置づけられたんです。部長に。北区と西成とかちょっと一部違うところもあるんですけど、基本的には部長という位置づけだったんです。これまで、区役所の区長というのは。つまり大

阪市でいえば上に市長がいて副市長がいて局長がいて理事がいて、その下に位置づけられてるのが区長。そんな状況だったんです。それを変えていこうというので、ぐいっと区長を局長よりも上のところに格付けしてですね、できるだけ区役所でできることは決めていこうよというのを今やっていってるということです。その人材についてもですね、役所の順送りで決めていくんじゃなくて、これは自分がやりたいという人が手を挙げてしっかりと選んでいくと。いわゆる公募の形。これは外部の民間の方がですね、民間の風を区役所に吹き込もうという目的もありますし、外部の人だけじゃなくてですね、内部の職員もいわゆる派閥順送り、いわゆる順送りの人事じゃなくて、自分が区をこうしたいという人に手を挙げてもらって選んでいく。つまり内部も外部も公募にして、ぜひこういうふうに関西の役所を変えていきたい、区役所を変えていきたいという人に手を挙げてもらって選ぶという公募区長制というのを今導入しています。これは大体今4年半か5年ぐらい。前の橋下市長から導入してますので、これを進めていってるということです。それから、区民の皆さんにですね、いろんな施策にかかわっていただくというので、それぞれの区で区政会議というのをやったりいろんな取り組みをしていってるというのが今の現状です。

その結果ですね、それぞれの区において特色のある事業というのも現に行われていっています。例えば西成であればプレーパーク事業とあってですね、元小学校の跡地を利用していろんな遊びができるように、子どもたちがいろんな遊び場をつくれるようにということをやったりしてるということです。それぞれ生野であればいくのっ子応援事業とか、旭区であれば旭区バス運行事業とかさまざまなことをやってる。城東区においても、先ほど区長からも少し話がありましたが、「子育てするなら城東区」推進事業と。港区でいけば築港とか天保山のまちづくりとか、それぞれの区長がみずからのアイデアを絞って事業が展開できるようにというような仕組みでこういったことも進めていっています。

それから教育についても、これまで教育については教育委員会が全部決めていくと。市長も含めて教育委員会以外の者が入っていくべきじゃないというのが基本的なこれまでのスタンスだったんですけど、これは国の方針も大きく変わりつつありまして、今となつては、これは実は大阪市から始めたんですけど、市長と教育委員会がいろんな話し合いができる教育会議のようなものも今進んでいっています。それから、今それぞれの行政区においても区長が身近なところで行われる教育行政について意見を一定反映できるような仕組みにしていこうというようなことをやっています。そういったことをやった結果、例えばですけれども、これまで学校といえば教育委員会が何をするか決めてたんですけども、放課後に例えば民間の塾を入れて、そして課外授業みたいなものができるようなことをやってる区もあります。区長主導でやってたりします。ですので教育行政についても教育委員会だけで、当然教育委員会が責任を持って進めていきますが、そういった区長が中に入っているような意見も言えるような仕組みというのをつくっていってるという状況です。

今の現状の中で、私の考え方としてはやっぱり区長にできるだけ権限を持って、財源を持って進めてもらおうというのが基本的な考え方なので、今何もやってないかといえばそうじゃないと。今できる限りのことは先ほど申し上げたような形でどんどん進めていっています。数年前の大阪市と比べればかなり進んでいってると思います。ただ、これを、今ここまでやってますが、全然これじゃやっぱりだめだと。もっともっと抜本的に区長の権限を強化して、皆さんの身近なところで現に執行できるような体制というのをつくっていか

ななきゃいけないんじゃないか。そうすることで、いわゆる打ち出の小槌のようにお金は降ってきませんから、限られた財源の中で皆さんのニーズにできるだけ近い形のを皆さんの身近なところで決定できる仕組みというのをつくっていくべきなんじゃないのかというのがもう一つのここにある住民自治の拡充という視点であります。

一番最初に冒頭申し上げました東西二極の一極を担う副首都大阪と言われるようなものをしっかりとつくっていきましょう。そのためにはやはり大阪の目指すべき方向性というのもしっかりと定めなきゃいけませんねということで、副首都推進本部というのも立ち上げて、一定そこで議論していってます。中長期的な長い目での取り組みの検討であったり、副首都にふさわしい新たな大都市制度というのはどういうものなんですか。今の段階でも少し話させてもらってますが、そういったものを進めていってると。府市の二重行政の解消に向けた取り組み、こういったことも進めていかなきゃいけませんねということで今進めていっています。

これは一定今の段階での中間の取りまとめのようなもので、これはまだ今議論継続中であるんですが、副首都大阪としてどういった役割を果たさなきゃいけないんですかということといえば、例えば首都機能のバックアップとありますが、首都圏で大規模な地震、災害が起きたとき、首都機能がバツになったときどこがバックアップするんですかということなんですが、今日本で、じゃ、どこなのといえ、きちんと定めたものはありません。今政府がいろんな大都市に散らばさせたらいいんじゃないかみたいなことも言ってるんですけども、そこはしっかりとした定めがない。これはやっぱり大阪が担うべきなんじゃないか、大阪を中心とした関西が担うべきじゃないか。そのための大阪はどうあるべきなのかということであったり、東西二極の一極を担うのであれば、西日本の首都と言われるような集中性とか拠点性を備えた都市に成長していくことを目指していかなきゃいけないんじゃないんですか。そのためにはどういった制度が必要なんでしょうか。そういったことがまさに大阪の果たすべき役割だと。アジアの中でも主要都市と言われるような、そんな副首都大阪ということを目指していきましょうということです。じゃ、そのためにどんなものが必要なんですかと。当然必要な機能を整えていかなきゃいけない。そしてもう一つは必要な制度を整えていかなきゃいけない。ここで大都市制度の改革というのが私は必要になってくるだろうということでもあります。

じゃ、そのための制度って何があるのということですが、2つあります。総合区という制度と特別区という制度、これが2つある。今回は政治集会じゃありませんので、どちらかの制度を選んでください、どちらかの制度を賛成してくださいというものじゃありません。きょうはこういった制度があるんだなということをご質問なんかもあればぜひいただきたいですし、じゃ、ここどうなるのということのご質問なんかもあればぜひいただきたいと思っています。

まず1つ、この総合区という制度ですが、これは大阪市は存続します。今の大阪市というのは存続した上で、住民自治を拡充するためにできる限り区長に権限のさらなる強化を図ってこうということです。総合区というのは法律で定められた制度でもありますので、その総合区を使ってできるだけ区長の権限を強化して、そして実行できる体制を整えていきましょう。それは単に有名無実にあなただけを総合区長にしますというだけじゃなくて、現に実行できる組織体制を整える。そういった意味で一定の合区の必要なものというのを

提案してるんですが、現にそういったことをしていきましょうということです。それから、じゃ、大都市、大阪市と大阪府のいわゆる二重行政ってどうやって解消するのということですが、これについては府と市の二重行政を解消する話し合いの機関、実は今松井知事と僕でやってますけれども、そういったものを通じて話し合いで解決していきましょう、解決していくべきだという背景思想。そういったものの中での制度であります。

もう一つは特別区という制度。これは大阪市は廃止です。大阪市役所、大阪市という行政体は一旦廃止して、新たに特別区という制度を設けます。その特別区という制度を設けて、その特別区は、じゃ、区長は誰が選ぶのといえ、当然皆さんが主権者ですから皆さんが選挙で区長を選ぶ。皆さんが主権者である以上、その区長は予算を編成する権利を持つということになります。そして区議会で決定していくと。区議会も選挙で選びます。それから二重行政の解消どうするのということ。これはもう大阪府に一本化です。今大阪市、大阪府が二重でそれぞれやって、大阪市も大阪府も持ってるような権限については、法律上は都とみなすとは言われてるんですが、大阪府、1つのリーダーに一元化していくというようなやり方。今小池さんが都知事で頑張ってますけれども、権限については一元化していこうと。全体の成長戦略とか経済成長の戦略、大きな都市インフラとかそういうことについては一人のリーダーに一元化していこうよというのが特別区という制度です。

これはもう少し細かくした話なんですけど、総合区というと自治体のトップって結局誰なのといえ、これは市長です。大阪市長。大阪府は残りますから。市長を選挙で選びますのでね。区長は、じゃ、どうやって選ぶのということですが、これは市議会の同意を得て市長が選任する。特別職というものです。先ほど冒頭申し上げた今の役所でいうと市長がいて副市長がいると言いましたが、副市長というのは特別職と言われて、実は政治活動もしてもいいと。今は禁止はしてますけどね。政治活動してもいいじゃないかと。いろんな自由が与えられて権限が与えられてる副市長というのがいるんです。同じように副市長も特別職なんですけれども、この総合区長についても特別職という位置づけ。これは法律で決まってるんですけど位置づけにして、そして選び方も、市長だけが決めるんじゃなくて、議会もこの人やったら総合区長にしてもいいねという議会の同意も条件にしていく。つまり今地方自治の行政ってどういうふうに進んでるかといえ、市長が当然いろんな提案しますが、市長ともう一つ議会があって、市長と議会の二元代表制というふうになってます。車の両輪みたいなものなんです。市長がこれをやるといえ、全部それで通るとい話じゃなくて、市長と議会との間で二元代表制というのが成り立ってるというのが今の大阪も含めて全部市町村、都道府県の進め方。その中で市民の代表である市長と、それからもう一つの市民の代表である議会の総体とが、じゃ、この人だったらいいねと言って選ばれるのが総合区長。つまりやっぱりそれは双方から同意されてますから、そこに権限を持っていこうと。そういった立てつけになってるということです。教育委員会については市に1つ。これは大阪市は1つですのでね。市議会があると。予算編成は誰がするのといえ、これは市長がいますから当然市長です。ただ、総合区長は市長に対して自分たちの総合区でこういったことをやりたいのでこういうふうな予算にすべきだという意見を具申する権利、これも法律上定められてるということです。条例については市長、議員がやります。総合区は法律上、一部の区に導入することも制度上は可能なんですけど、今回は、先ほど少し申し上げましたが、名ばかり総合区じゃ意味がありませんので、総合区ででき

る権限というのをできるだけ増やして、そしてそれは現に執行できる、実行できる体制、組織がないとできませんから、そういった人も含めてきっちりとした体制をつくっていく。そのために一定の合区をして、1つの固まりとして総合区というのをつくるべきだというのが私の考えです。

もう一つ特別区なんですけれども、これは自治体のトップ誰なのといえは区長です。特別区長。選挙で選びますから。それから区長の人選、これは選挙ですね。教育委員会というのも区に1つある。区議会。特別区自体が自治体になりますのでね。そこで完結させていこうということです。予算の編成についてもそう、条例の提案についてもそういうことになる。区長、議員がやるということです。予算も区長がやると。まさにこういうふうなのが特別区。つまり制度としてこれはしっかりとやっていこうというのが特別区ということであります。

この後、総合区と特別区について部局のほうからもう少し細かな説明をさせていただきたいと思いますが、全体として見たときに、大阪がどうやって今後成長していくのか、大阪市と大阪府が二重でやってるようなものをどう対応していくのかということ。それから、財源も限られていく中で住民の皆さんの身近なところで物事を決定して実行していく仕組みをやっぴりつくっていく必要があるんじゃないかというのが私と知事の考え方であり、皆さんに問題提起したいところでもあります。

きょうはいろんな意見があると思いますけれども、皆さんの忌憚のないご意見を聞かせていただきたいと思います。本日はどうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の福岡よりお手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の福岡です。私からはお手元のパンフレット「総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会資料」に沿って説明いたします。

まず1ページの目次をごらんください。資料の構成は3部からなっており、第1部では、大阪における新たな大都市制度について説明いたします。第2部では今回取りまとめた総合区の概案を、第3部では特別区制度の概要を、今から約30分余り説明いたします。座らせていただきます。

では、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明と重複もありますが、まず、大都市の現状・課題をごらんください。大阪市や横浜市といった大都市では、住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）と、効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）といった課題があると言われていています。詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充について、大阪市は非常に幅広い行政サービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の解消について、大阪の場合でいいますと、政令指定都市である大阪市と都道府県である大阪府がそれぞれ同じような仕事

をしている分野があり、重複によって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下、国において法律が整備されました。1つは左側、総合区の設置であり、政令指定都市、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住まいの区、行政区にかえて総合区を設置し、都市内分権とありますが、区長や区役所の権限を強化し、住民自治の拡充を図るものです。もう一つは、右側の特別区の設置です。こちらは「○「特別区」の設置」とありますが、政令指定都市、大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに住民から選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

その下の枠組みですが、こうした状況の中で大阪府と大阪市が取り組んだ改革として、1つ目の丸、特別区の設置により住民自治を拡充とあります。これは、大阪市を廃止し5つの特別区を設置するものでしたが、さらにその下、平成27年5月の住民投票で、特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然残されたままであり、それらを解決するため引き続きたゆまぬ取り組みが必要です。

次の4ページ「大阪が抱える課題解決に向けて」から5ページについては市長の説明と重複するため省略いたしますが、大阪の長期低落、人口減少、超高齢社会などの課題に取り組む必要があることを示しています。

さらにめくっていただいて7ページの総合区制度、8ページの特別区制度については、この後、それぞれの制度の中で説明いたします。

なお、7ページの一番下にひとくちメモとあります。ご参考としてところどころに用語の説明をつけております。

以上が第1部の説明です。

次に、第2部「大阪における総合区の概案」を説明いたします。10ページをお開きください。

初めに、真ん中の点線内の概案の位置づけですが、これから説明する総合区制度の概案は、大阪市としてこれで行きたいといった固めた案ではなく、住民の皆さんからご意見をいただくための素材として取りまとめたものです。今後、この意見募集・説明会を通じて皆さんからご意見をいただきつつ、市会でのご議論を踏まえ、総合区案を取りまとめてまいります。

では、11ページをお開きください。まず、総合区制度の概要についてです。丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛んで中段の(2)法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度です。右側が、今回新たに検討している総合区制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、2段目、区の位置づけに示すように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も市の内部組織になります。

今の区と総合区の主な違いは、3段目の区長で、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。次に、総合区長の主な事務は、地方自治法で総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくりなどの事務のほか、条例——これは大阪市が定める法律のようなものですが、条例で定める

仕事となります。これらは、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。さらにその下の段、総合区長には、区役所職員の任免権、すなわち人事権や、予算編成の際、市長に意見を述べる権限、予算意見具申権が法律で認められています。また、総合区の区長は住民によるリコール、すなわち解職もできます。

なお、総合区の制度は、大阪市の今の24区のまま、あるいは全ての区ではなく一部の区のみを導入も可能ですが、今回お示しする総合区の概案では、合区をした上で、全ての区を総合区にする前提としています。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区設置の意義、効果及び課題を説明します。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントします。

その下に、総合区の設置により、局と総合区の事務がどう変わるのかを図で示していますが、後ほど具体例で説明いたします。

次に、総合区設置で期待される効果と課題について、その下の枠囲みをごらんください。左側、効果としては、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とありますが、1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや、2つ目の丸、意思決定が迅速になることで、より迅速、適切なサービスの実現などが期待できると考えられます。一方、その右の課題については、効率性の確保として、1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を、複数の総合区に分散することで、職員数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保が各区ごとに必要となり、いかに効率性や専門性を確保するかが課題となります。

このように、総合区制度の導入に際しては、一番下の網かけですが、区役所の事務の拡充が図られる反面、効率性、専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に、13ページをお開きください。では、総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方を説明します。ページの中段、事務レベル（案）をごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、A案からC案の3つを設定しました。A案（現行事務＋限定事務）は、右側の欄、現在の区役所事務に加え、一般市並みの事務とありますが、今の大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局などの仕事のうち、住民に身近な仕事に限定して総合区に移すものです。B案（一般市並み事務）は、守口市や松原市などの一般市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を担います。C案（中核市並み事務）の場合は、一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供している中核市、例えば東大阪市や高槻市などが提供している仕事を基本に、総合区が事務を担います。わかりやすくいうと、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが総合区の事務が増えます。ただし、表の下の米印のとおり、いずれの案も、市全体を見渡して実施すべき事務、詳しくは次のページで説明しますが、これらは総合区に移さず、引き続き市長が判断する仕事として局に残ります。これは、先ほど区の位置づけでも触れたように、総合区はあくまで大阪市という自治体の内部組織であり、独立した自治体ではな

いたためです。

次に、一番下の区数（案）です。総合区の検討に当たって、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししております。大阪市の平成47年の将来推計人口が約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定して、それぞれ5区、8区、11区としています。

ここで補足ですが、総合区の導入に当たって必ず合区をしなければならないわけではありません。しかし、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要な職員数の増加が見込まれ、24区のまま各区役所の体制を大きくすることは、職員の確保やコストの面で難しいことから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りは今後検討いたします。

以上が、総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。事務分担について、総合区では区役所が行う事務を今よりも増やします。

真ん中の局と総合区の仕事の分担をごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の仕事と行政区の仕事、すなわち区役所の仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在、局で実施中の仕事は、①引き続き局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かります。具体的には、その下の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区が設置されても引き続き中之島の本庁などの局が実施する仕事であり、例として表の右側、1つの自治体、大阪市として実施する仕事、例えば条例や予算や、市域全体の観点から実施すべき仕事、例えば成長戦略や広域的な交通基盤整備、住民サービスの統一性、一体性が求められる仕事、国民健康保険などがあります。

その下の段、②局から総合区へ移管は、局の仕事のうち、住民に身近な行政サービスを総合区に移すものですが、上記の仕事レベル案に沿ってAからCの3つの案を作成しました。詳しくは後ほど説明いたします。

一番下の段、③総合区で実施ですが、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している仕事は、そのまま総合区で実施します。

事務分担について繰り返しますと、総合区へは、現在の局の仕事のうち、住民に身近な仕事を中心に移します。ただし、大阪市という1つの自治体として、また、市全体の観点で行う仕事などは引き続き局で実施します。また、総合区へ移す仕事の量によりA、B、Cの3つの案を設定し、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移す仕事が多くなります。

では、15ページ、職員体制をお開きください。ここでは、総合区の仕事の増加や、合区による職員数の増減の試算をお示しします。職員数の増減イメージとありますが、基本的に総合区に仕事を多く移すほど職員数は増えます。また、区の数が多いほど職員数も増えます。こうした増減は、ページ一番下の③総合区移行時の職員数の変化の試算結果に示しています。表をごらんください。A案では、5区、8区、11区いずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員数の減少を示しています。B案では、5区の場合は黒三角で減少、8区の場合はほぼ変わらず、11区の場合は増加し、C案の場合は、いずれの場合も職員数が増える結果となっています。

なお、こうした職員数の増減は、一番下の米印、一定の仮定のもとでの試算であり、確

定した数字ではありません。職員体制を簡単に繰り返しますと、A案からB案、C案になるにつれ、すなわち区役所の仕事が多くなるほど職員数は増えます。また、区の数5区から8区、11区と増えるほど職員数は増えます。

次に、16ページをごらんください。ここでは、3つの事務レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、今回お示しする総合区の概案は、真ん中の表の職員数を線で囲っていますが、A案は8区と11区、B案は5区と8区、C案では5区としています。

それぞれ詳しく説明いたします。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区の場合、区の数8区か11区、その場合は、おおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれます。

次に、その下の総合区の仕事内容をごらんください。こども、福祉、健康・保健など分野別に区役所に移す仕事を示しています。なお、おのおの枠内で点線で囲んでいるのは現在の区役所の仕事です。A案の総合区では、例えばこどもの分野では、保育・子育て支援として、現在、局が実施中の児童いきいき放課後事業が総合区長の責任で行われることとなります。また、まちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移管します。

では、A案の総合区で何がかわるか、期待される効果について、18ページに3つの事例を示しておりますが、その一部について、前のスクリーンをごらんください。総合区でかわること～例：道路の日常管理、放置自転車対策～です。現在、皆さんからのご要望、例えば道路の穴の補修や放置自転車の撤去は、区役所とは別組織の建設局の工営所が行っています。図の右側をごらんください。これらが総合区の仕事となることで、ご要望に対し、直接、総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数の見直しなどがより迅速かつきめ細かく対応可能となります。なお、一番下に記載のとおり、総合区になっても、予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断いたします。

では、資料に戻り19ページをお開きください。次に、B案の総合区ですが、区の数5区か8区、その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内での設置が見込まれます。総合区の主な仕事内容として、B案で新たに加わる仕事には白い星印をつけています。例えば、こどもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営、民間保育所の設置認可です。また、その下、福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管します。

B案の総合区で期待される効果について、20ページに3つの具体例を示していますが、再び前のスクリーンをごらんください。こども・子育ての支援施策の例です。大阪市では、待機児童の解消を最重要施策に掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでいます。認可保育所の設置のフローのとおり、現在では、中ほど②地域調整、具体的には認可保育所の場所の決定は区長の仕事ですが、③事業者の募集・決定は市長の仕事となっています。図の右側、総合区になりますと、②地域調整から③事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

もう一度資料に戻り21ページをお開きください。C案の総合区では、区の数5区であり、職員数は現行から一定の増員が必要と見込まれます。総合区の主な仕事内容について、

C案で新たに加わる仕事は黒い星印。例えば、こどもの分野では、児童虐待対策としてこども相談センターの運営があります。一番下の健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移します。

C案の総合区で期待される効果ですが、恐れ入ります、もう一度前のスクリーンをごらんください。3つの具体例から、こども相談センターです。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告・相談を24時間365日の体制で受け付けていますが、対応が必要な事案は、こども相談センターとは別組織の区役所の保健センターと連携して取り組んでいます。図の右側、総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織となり、両者の連携が一層密になることで虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案の説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻って23ページをお開きください。今後の検討事項を説明します。まず1つ目は二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案をお示ししましたが、区の名称を初め、どのエリアで合区して総合区を設置するのか、総合区役所をどこに置くのかについても今後検討していきます。

なお、米印ですが、合区に際して、現在の24区役所及び保健福祉センターは総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備に係る費用や、市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても、今後具体的に検討していきます。

その下、11、総合区（案）のとりまとめに向けては、意見募集・説明会でのご意見や市会でのご議論を踏まえて、最終的に1つの案を取りまとめてまいります。この最終的な案は、今回お示した3つの案から選ぶのではなく、皆さんからのさまざまなご意見などを踏まえ、事務の範囲や区の数などを検討してまいります。

なお、24ページにはご参考として、引き続き局で実施する事務の内容例を、次の25ページから28ページにかけては、局と総合区の事務分担の詳細を一覧表にしています。さらにめくっていただいた29ページですが、ここにはほかの政令指定都市と大阪市の区の人口と面積に関する参考資料を添付しております。

以上が第2部の説明です。

引き続き、第3部「特別区制度」をご説明します。30ページをごらんください。

初めに、ご留意いただきたいことですが、この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、現時点での具体的な特別区の制度案はありません。これから特別区の制度案づくりにおいてどのような事項を決めていく必要があるのかのイメージを皆さんに持っていただけるよう、参考資料として旧特別区設置協定書や平成27年4月の住民説明会パンフレットなどの考え方をお示ししており、今後皆さんからのご意見を踏まえ、改めて制度案の検討を進めていくこととなります。

では、31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要ですが、特別区とは、一般の市町村と同じようにみずから税金を徴収し予算を編成する基礎自治体であり、選挙で選

ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民に身近な施策を行います。

次に、（１）特別区設置法の制定をごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む区域で、政令指定都市などを廃止して、特別区の設置が可能となりました。

次に、（２）法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、現在、皆さんがお住まいの大阪市などの政令指定都市の制度です。右側が、東京の新宿区や渋谷区などの特別区制度です。

表の2から3段目をごらんください。自治体の首長は、政令指定都市は市全体で1人の市長、一方でおのおのが独立した地方自治体である特別区は各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会について、政令指定都市は市全体で市議会が、特別区では区ごとに区議会が置かれます。

4段目、主な事務として、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行いますが、政令指定都市は市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち上下水道、消防などは、大都市行政の統一性を確保するため、都が一体的に行っています。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、その下、それらを活用して都や各特別区の間で財政調整を行い、必要な金額を配分します。

次に、32ページをごらんください。真ん中のイメージ図は、特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれるのかをお示ししています。

図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営などの住民に身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業振興や広域的なインフラ整備などの仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事もしています。大阪では、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されています。

特別区が設置されると、図の右側、大阪市は廃止され、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当し、産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案について、どのような事項を検討し決める必要があるのかと、特別区設置までの手続をお示ししております。

まず、（１）特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両議会の議決を経て、特別区を設置するための特別区設置協議会を設置する必要があります。次に、（２）その協議会において、右下の太線の枠内に示す特別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた8項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、（３）協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、（４）特別区設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、（５）総務大臣の決定によって特別区の設置となります。

以上が、特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して皆さんご意見をいただくに当たり、その参考となるよう、平成27

年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方を説明いたします。35ページの参考資料をお開きください。

まず、(1) 特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、中央区の5つの特別区を設置するとしていました。おのおの区のエリアは、右の欄、特別区の区域に記載のとおりでした。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数の欄に示すように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区議会に割り振っていました。

また、各区役所の本庁舎、すなわち特別区役所の位置は、上の地図をごらんください。吹き出しに区の名称とともに本庁舎の所在地、例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成区役所としておりました。

ページ下の備考欄をごらんください。窓口業務については、特別区になっても、現在、24区役所などで実施している事務は引き続き現在の区役所などで行うこととし、②町名については、特別区の設置が決まった後に、皆様のご意見を聞いて決定する予定でした。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年実施の住民説明会での質問票への回答を引用し、当時の考え方をお示ししております。まず、区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区としたこと、次に区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区案としたこと、さらにその下、本庁舎の位置については、住民からの近接性、交通の利便性などを基本としながら決定したこと、最後に議員定数については、議会のコストを増やさない趣旨から、大阪市会の議員定数86人を5つの区に割り振ったことなどをお示ししています。

一番下の網かけは、この項目に関して、当時住民説明会でいただいた主な質問・意見です。この後の各項目ごとに当時の主な質問・意見を同様に網かけでお示ししております。

次に、37ページをお開きください。(2) 特別区と大阪府の事務の分担について、真ん中の表、事務の分担(イメージ)をごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民に身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育など、またその下の広域的な仕事として、成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合は、右側の図、特別区は住民に身近な仕事を、図の下側の大阪府は広域的な仕事として大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる事務を担当するなど、役割を明確化するとしていました。

次に、38ページをごらんください。(3) 一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たり公平性、効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険事業などについて、5つの特別区が一部事務組合などをつくって連携して行うこととしていました。

次に、(4) 職員の移管(特別区の職員体制)ですが、黒チョボの1行目に近隣中核市5市をモデルとあります。その下、米印をごらんください。これは、大阪都市圏で人口30万人以上を有する豊中市や高槻市、東大阪市などの5市であり、これらの職員数をモデルに各特別区の職員体制を整えた上で、広域的な仕事の大阪府への一元化に伴い必要となる

職員を大阪市から大阪府へ移管するとしていました。

次に、39ページをお開きください。（5）税源の配分・財政の調整につきましては、1つ目のひし形、各特別区で必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法をお示ししてしていました。真ん中のイメージ図では、現在、大阪市で課税、徴収している税金を、特別区と大阪府に分け、法人市民税や固定資産税などの大阪府が課税、徴収する5つの税金は、大阪府で特別会計という別の財布で管理して、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するために活用することを示してしていました。

次に、40ページをごらんください。（6）大阪市の財産と債務の取扱いについては、特別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用している施設や、大阪市が持つ株式などの財産や、市債の返済がどうなるのかを示してしていました。①の財産ですが、1つ目のひし角、学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産は、仕事の分担に応じて、特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐとしていました。また、2つ目のひし角、株式、大阪市が積み立ててきた基金は、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除き、特別区に引き継ぐとしていました。②債務ですが、2つ目のひし角、大阪府で既に発行した大阪市債、いわゆる借金は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担としていました。

その下、（7）大阪府・特別区協議会については、2つ目のひし角、特別区の仕事に必要な財源の確保や、大阪府が引き継いだ財産の取扱いなどについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議・調整し、協議が調わない場合には、第三者機関が円滑な調整を図るとしてしていました。

最後の（8）には特別区設置の全般にかかわっての主な質問・意見をお示ししております。

以上が旧協定書に基づく内容です。特別区につきましては、現時点での具体的な制度案はありません。皆さんからいただくご意見を踏まえ、今後、検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料として旧協定書における特別区のイメージを記載しています。また、42ページに記載のとおり、平成27年の住民説明会での全ての質問と回答は大阪市のホームページで現在もごらんいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

（司会）

以上で説明は終了いたしました。これより皆様方からご質問、ご意見等をお受けしたいと思っております。冒頭お願いいたしました、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや、政治的な主張等といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合は、まことに失礼でございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

まず最初に、ただいまの説明に対するご質問からお受けしたいと存じますが、ご意見につきましてはその後お伺いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら私の方から指名させていただきます。

ます。お座席の方まで担当者がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言いただければと存じます。できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思いますので、質問、意見は発言機会1回につき1つとし、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。司会者から依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようよろしくお願いいたします。また、司会者の指名を受けていない方のご発言あるいはヤジなど進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださいますようお願いいたします。

それでは、まずはご質問のある方、挙手をお願いいたします。左ブロックの一番後ろの列、白い服を着られた方。

(市民)

ご説明ありがとうございます。僕はちょっと気になってるのは広域的なところを府がやるということなんですけど、今市と府が広域的な分を分けてやってるので、それが二重だということと言われてたと思うんですけど、一番住民に近い自治体ということで、一番大切な仕事というのはやはり市民、府民の命、健康、生活を守ることが一番のお仕事だと思うんですよ。今言われてたのは、これからどういうふうに進んでいくかという部分がすごい話されてたと思うんですけど、僕は一番思うのが災害ですよ。災害の部分で、一番最初吉村市長さん言われてた災害対策、津波対策のほうですね。府知事のほうと協働で話し合われてるということではあるんですけどね、ここの部分を、今回の総合区、特別区。特別区というのが今回何でここで出てるのかちょっとわからないんですけど、総合区になったとしたらどういうふうに進んでいくのかというのをもう少し具体的に教えてほしいなということです。例えば原発のですね、避難的なところについて、今の状況と現状の制度での対策と総合区になったときの対策はどう違うのかというのをできたら具体的に教えてください。

(吉村大阪市長)

災害に関してなんですけれども、今大きく想定されてるのは南海トラフの地震、大型の地震が起きたときにどう対応するのかということは今大きく議論もしてはいます。大事なのはですね、南海トラフが起きて、そして仮に津波が来るときにはですね、津波というのは結局防潮堤のことを考えると、津波の種類が、大阪市は大和川で分かれていますけど、そこで変わるわけじゃありませんのでね。やはり大阪全域で考えたときに防潮堤が本当に必要なところ、その次に必要なところ、そういった色分けなんかがあるわけなんですけども、そこについては大阪市のエリアもあればそうじゃないエリアもあります。大阪市と大阪府がですね今一緒になってですね、この防潮堤については整備していこうという計画を立てています。これはどちらかというと僕は広域的な視点でやったほうが、財源のある中でやりますんで、僕は効果的だろうと思っています。ですんで1つの地震であっても、まずは例えば全体の防潮堤の整備のようなところというのは府と市別々というよりはですね、府と市がそれぞれ協調しながら、どこが危ないんだろうかというのもしっかり把握してやっていく。そういった広域的な視点というのが必要なんだろうなというふうに考えています。

それからですね、実は南海トラフの地震が起きたときに、何もしなければ12万人の方が

命を落とすと言われてますが、適切な避難行動をとれば8,000人に減るといふふうにも言われてます。僕はこの8,000人をもっとゼロに近づけていく必要があると思うんですが、じゃ、この適切な行動は何なのかというと、地震が起きたときにどういうふうに対応しますか、津波が起きたときにどういう対応しますかというまさにソフトの部分なんですね。これは日ごろの防災訓練であったり津波の避難ビルであったり、かなり小さなエリアでしっかりと対応する、情報共有するというのが必要です。これについては私は基礎自治的な仕事としてですね、住民の皆さんの身近なところでしっかりと決めていくべきだろうと思ってます。そういったことは今大阪市でも進めていっていますので、命、健康を守る、生活を守る、大きな地震から命、健康を守るという意味でもですね、実は1つの大きな地震が起きたときにやらなきゃいけない事前の対応策、それから住民の皆さんがどう避難するのかということについては、それぞれの地域事情のところ、エリアで解決して、そこに重視していく部分と、僕はそういったソフトの部分だと思ってますが、いわゆる全体のハードの部分というのは大阪市、大阪府しっかり連携してやっていく部分、ここが分かれるのかなと思ってます。そういった広域的な部分についてはやはり一元化してやっていくほうが僕は効果的だと思ってますし、少なくともこうやって協調して災害対策というのは立てていく必要があるだろうと思ってます。それから、例えば先ほど申し上げた住民の皆さんの身近なところで避難の対応するというのでいけばですね、仮に総合区、まだこれは区分けの範囲というのは明確には、今議論してる最中ですけども、これは総合区が、港のエリアを含む総合区についてはしっかりとそういったところの災害対策の避難というのがより重視されていくでしょうし、片やこの内陸部のほうの総合区については、今度は上町断層地震というのがあって、津波対策被害とは別の対策被害というのがありますけど、そういったところが重視されていくでしょうし、そのエリアに応じた対応策というのがより鮮明に選択と集中がされていくんじゃないのかなというふうには思ってます。

(松井大阪府知事)

今のご質問で災害対策のご質問がありました。この災害対策については僕と橋下市長で今吉村市長が言った防潮堤の基礎強化と、それから地盤の液状化現象をとめるということからスタートさせたので、当事者ですからちょっと説明します。これは今から3年前にこの事業をスタートさせました。大阪府域全体で総事業費は2,000億ぐらいかかります。南海トラフ対策。まず一番大阪で危ないエリアは大阪市ゼロメートル地帯です。例えば此花区、西淀川区、港区。今の時点でも水面のほうが高いんですね。このエリアの防潮堤が、南海トラフが動きますと地盤の液状化を起こして防潮堤が倒れると。すぐ水が入ってくるものから、先ほど吉村市長が言いました10万人以上の方々が被害に遭うと。これをとめるためには大阪府と大阪市、足並みそろえて両方で防潮堤の基礎強化と、そして地盤改良やらなければなりません。先ほど吉村市長が言ったように、例えば大和川の南は大阪府が維持管理運営やってる。北側を大阪市がやってる。南側だけ基礎強化、地盤改良やったところで、北側倒れますから。これは住民の命は守れません。だから一緒にやらなければならないんですが、それぞれ市長と知事が考え方が違えば一緒にやることできない。これが二重行政なんです。そして、僕と橋下市長が同じ考え方で、南海トラフ巨大地震起こればやっぱりこれは大変なことになると。今すぐにでも、いつ起こるかわかりませんから。南

海トラフ巨大地震というのは30年以内に80%の確率で起こると言われてるんです。30年以内ですから、それは5年後なのか10年後なのか明日なのかわかりません。だから一刻も早く、こういうことで意見が一致してました。だからすぐ着工できました。でも、当時橋下知事時代も南海トラフは30年以内80%の確率で起こると、こう言ってた。そのときの市長は平松市長でした。平松さんは、いや、まだ大分時間あるという考え方を持っておりました。だから、大阪府だけで着手しても効果が出ませんから、この間、3年、4年、着手ができなかった。たまたま起こらなかったからよかったです。今着手してる。でも、もしあのときに、5年後、10年後の地震じゃなくてその直近で起こってれば、大勢の皆さんの命が失われたでしょう。こういう大きな防災に関する、災害に対する備えは、やはり一本化をしてやっていくべきだというのが我々の考え方です。

原発事故については関西広域連合というところで避難経路、そして例えば福井で原発の事故が起こった場合は京都、滋賀、その人たちがどこへ避難をするか。これ広域連合できちっと今まとめているところであります。

(司会)

ほかの方、ご質問。真ん中のブロックの前から2列目の方。

(市民)

本日の説明会はどちらをあれするかじゃなしにただの参考までの説明会ということなんですけども、この総合区、特別区の新たな大都市制度といいますけども、特別区というのは前回否決されて、新たな特別区の制度は入らないんじゃないかと思えます。そしてまたある報道によるともう一度特別区を再現して、もう一度住民投票にかけたいという意見がありますけども、もしもう一度住民投票するのであれば、これは民主主義に違反すると思うんですけれども。

以上です。

(司会)

そういたしましたらご意見伺いましたけれども、ご質問も含めてご意見ある方もお手を挙げていただければと思います。右ブロックのですね、後ろから3列目ぐらいの方ですか。はい、今紙を持っておられる。マイクをお持ちしますのでちょっとお待ちください。

(市民)

鳴野西に住んでます〇〇〇といいます。

きょうの説明やマスコミの報道を聞いてると、何が何でも大阪市をなくして特別区へ持っていかうとする意図が見え見えます。昨年5月の住民投票で決着がついたのに、ストリートに法定協議会の設置や住民投票というのでは市民感情を逆なでするので、総合区や副首都というオブラートに包んで特別区に誘導していこうという何物でもないではないですか。合区を前提とした総合区は特別区への露払いであることは明らかです。5月の住民投票の市民の意思は、5区案だからだめなのではなくて、政令都市である大阪市をなくすことにノーという答えを出したのではないですか。この間、政令都市は全国で20になってき

ています。増えてきてるんです。それは、政令指定都市は税制や保健所や児童相談所の設置などで多くの点で一般都市よりも有利な側面を持っているからです。名古屋や横浜でこの政令都市の権能を投げ捨てて特別区へ持って行く、こんなことは論議されていません。前市長はワンチャンス、一回きりの勝負と言って、住民投票をやらせてくれと言ったのではないですか。私は公募で2期区政会議委員をしていますが、現在ある区政会議を聞くだけの場から、もっと住民が行政に参画できるように公募枠の拡大や決議できる要件の緩和など改善で住民自治をもっと身近なものにしていけないのではないでしょうか。本日も住民の意見を聞くといいながら、12月の土曜日という一般の月ではないんですよ。私たち主婦にとっては大変忙しいときに、うちの町会では今餅つき大会やってます。だから町会長も参加できないんです。こういう設定はいかがなものかと思います。区長の挨拶にもありましたように、子育てや高齢者社会への対応など課題が山積しています。区長の挨拶にもあったような、そういった山積している課題、私が今最も知りたいのは来年4月からの介護保険の要支援1、2が市の事業に移管される、その内容が区民に知らされていません。こうした暮らしに直結する問題の説明会こそ開くべきだということを指摘して私の発言を終わります。

(司会)

ご意見として賜りました。

ほかにご意見、ご質問。すみません、マイクを持っておられる方以外の発言はご容赦願います。

ほかにおられますか。ご質問等でも結構でございますので、あればお手を挙げていただければと思います。そしたら左ブロックのですね、後ろから3番目のオレンジの服を。はい。

(市民)

私は諏訪永田地域に住んでいます。

昨年の5月の住民投票のときにこの大阪市をなくして大阪都にする、特別区にする、そして5区にする、そしたら区役所がどうなんねん、住所はどうなんねんと本当にさまざま地域、もちろん職場でも議論になりました。本当に大変な状況であって、それが住民投票で否決されたんですよ。大阪市をなくして特別区にするというのは否決されたはずなんです。またこの説明会、総合区か特別区かという説明会をきょうされました。こんな人数少ない説明会です。これにまたお金を使っている。時間も使っている。前回のときもお金と時間をどれだけ費やしたんですか。また同じことをする。特別区がきょう出てきているのでびっくりしました。総合区の説明、その前に吉村市長が説明したのは前回の内容と同じじゃないですか。大阪市をなくして、そして特別区にするという前回の内容と一緒にした。また、大阪都も副首都も法律にはないじゃないですか。そんなことをごまかしで出してきた、これは本当にひどいなというふうに思います。また、総合区も合区が前提、これも余りにもひどいんじゃないですか。合区しなければだめみたいな説明おかしいですよ。今市長としてしなければならないこと、待機児童のことさっきから何回もおっしゃってましたけれども、区長もおっしゃってました。市長もおっしゃってました。今すぐ、こんな

無駄なお金を使わないで待機児童の解消に即取り組んでください。子どもの成長は待ってられません。私は中学校に勤めていましたので中学生のことも気になりますが、テスト、テスト、テスト漬けで、子どもたちはストレスで暴力や不登校が増えています。本当に子どもの貧困の問題も大変です。市長としてやらなければならないこと、今すぐこの無駄遣いをやめて、子どもや市民の生活を豊かにするためにお金を使ってほしいと思っています。

(司会)

ほかに。そしたら右のブロックの方の椅子席の一番前の席ですかね。グレーの方。

(市民)

中浜から来た〇〇〇と申します。

先ほど総合区と特別区の違いの中で、教育委員会が総合区ではなく、特別区の中には教育委員会が入ってくると。今大事なことは、福祉と教育というものにつきましても切り離されないような大きな問題になっております。教育だけでも解決できない問題につきましても福祉と連携しながらやらなければいけない。私は制度は少しわからないんですけども、総合区の中におきまして教育委員会部門につきましても大阪市とか大阪府、さまざまな特区というようなことを国のほうで認めております。教育部門につきましてもぜひともですね、総合区なり特別区になるにしろ、そちらのほうにどうしても移管していただきたい。そういうことによって市民が身近に、今教育の問題非常に大切です。それが中之島まで行かんとわからないというような制度よりも、市長さんをお願いしたいのは、そういうあたりも考えながら、総合区になる、特別区になる、私はどっちでもいいんです。ただ、これからの子どものために、今までは大阪市におきましては医療、介護、年金、市長がかわりましてここに子育てにお金を入れるとはっきりおっしゃっております。そういう意味からも福祉と教育の連携を密にできるような組織体系をつくっていただきたいと思います。これはよろしくお願ひしたいと思ひます。

(司会)

ありがとうございます。そういたしましたら右ブロックの前から4列目の方ですか。

(市民)

城東区の〇〇〇です。

松井知事やら一生懸命、去年の選挙で負けたといえども、反対派が多いということで特別区にならなかったんですけどね。僕は総合区でいいんじゃないかなと思う中にも、東京は7割の人間が特別区に住んでお金持ちの都市であるんですけどね。大阪市の人間って大阪府のわずか3割しかいない人間が何で解体されるのかなという疑問で、もうちょっとお隣の市、いろいろありますやん、中核市。そこらあたりが特別区になってくれはったら、単純な考えやけど多いほうが、府と区の協議会できても、3割の人間だけがみじめな思いするような気がするんですよ。松井知事、堺市もなると前は言うてたんやけど、向こう反対されたからならなかったんですけど、もう少し大きな特別区をつくってくれたら、予算は、去年の報道では73%特別区にお金が返ってくると。東京は55%しか返ってこない。

佐々木信夫という教授が4チャンネルで言うてたんですけどね。もうちょっと大きな特別区ができればなと思います。えらい単純で、松井知事、すみません。

(司会)

ありがとうございます。ほかに、例えば意見用紙のほうにも書いておりますけれども、例えば身近な区役所で行ってほしい業務とか、区の数、区割りに関するの重視される点などですね、もしご意見等ございましたら頂戴賜ればと存じます。

(市民)

回答ください、一遍。

(司会)

それは何に関してでしょうか。

(市民)

今までの質問に対して。

(司会)

ご意見と賜りましたので。

(吉村大阪市長)

さまざま意見多かったのは、手を挙げておっしゃった方の意見が多かったのは今年の5月17日で決着済みじゃないかと、何でやるんかと、おかしいんじゃないのということだと思います。これに関しては、確かに今年の5月の17日、特別区の住民投票やりました。69万賛成、70万反対。これ0.8ポイント差ですけども反対が多数になった。それで5月17日の案は否決されました。一方で、これはやはり否決にはなりましたが、69万の方が新たな大都市制度に踏み込もうということで賛成していただきました。僕はこれは非常に大きなことだと思ってます。もちろん反対の方が70万が多かった。これは否決です。そういった中で、大阪の課題というのはやっぱり解決せなあかんのちゃうかと思ってらっしゃる方も非常に多くいらっしゃると思うんですね、大阪市民の中には。だから今年の11月の選挙において私も松井知事も、大阪の改革を進めていく上で、5月は否決されたけれども、今回の選挙において特別区を修正する案、それをもう一回やらせてほしいというふうに正面から訴えたんです。仮にその選挙において僕が一切それに触れてなくてね、選挙に当選してから言い出したのであれば、これはおかしいことだと思います。でも僕はそこで正面から皆さんに訴えたんです。そのときに、よく言われました。いや、これはもう今年の5月に終了したことだから終わりだよ、さよなら維新だよと。これはもうやりません、やるべきじゃない、大きな意見がありました。そういった候補者がいました。僕の対立候補で。僕は正面からそれやったんです。それで大阪市民の皆さんが下した選挙結果は、60万対40万という票だったんです。それで今僕は市長させていただいてます。そういったことを考えると、特別区を新たに修正する案をつくるということをやることこそが私は民主主義だと

思ってます。やらないほうが民主主義じゃないと僕は思いますよ。それでも僕がここで決めて、じゃ、これでやりますというのは、そういう決め方は法律上できないんですけど、仮にそうするのであれば確かにおかしいことにはなりますけども、今やってるのは、やっぱりそういった特別区を修正する案をつくらせてほしい、そしてもう一度住民の皆さんに聞く、その機会をぜひやらせてほしい。最後に判断するのは住民の皆さんなんです。法律がそうなってますからね。だからそれをやらせてくださいということをやって、手続を進めていくこと、これは何も民主主義に反してないし、僕はそれは民主主義にかなってると思ってます。逆に大阪市民の皆さんが僕の反対の候補者の方を選んでいたらもうこの議論は終了してたでしょう。それは当時松井知事と新しい反対派の市長の方でどうなったかわかりませんが、そうじゃない判断を大阪市民の皆さんが選んだんです。だから私は特別区を修正する案をつくらせてくださいということをやすることは一切問題がないと思っています。しっかりと進めていきたいと思えます。

(司会)

拍手のほうはご容赦ください。

ほかにご意見、ご質問ございましたら。そしたら左のブロックのちょうど真ん中ぐらいの挙手されてる方。

(市民)

きょうの案で区長の選び方について、実は城東区には消防自動車を通れない地域も結構あるんですね。大阪市の中でもそういう地域も結構あるように私は見ております。そして、先ほどもご意見ありましたけども、本当に民主主義というならば、去年の説明会も私も参加いたしまして、大変渦を巻いていただきましたね。大阪市をこれだけ盛り上がるというのは、私も75年になりますけども、初めて感じました。ですから、やっぱりこういう会話をする機会を持っていただくというのは、やはり単価は高くつくかわかりませんが、民主主義である以上は、やはり結構なことだと僕は思います。それで、きょうの案の中でA案、B案、C案とございましたけども、例えば、きょう明日は難しくても長い目で見ていった場合、例えば道幅、消防自動車も通れない不便なところをこれから道を広げていくとか、また新しい都市づくりのためには、例えばの話ですがこの案でいきますとA案なのかB案なのかC案なのかと。例えばその辺のところ教えていただきたいなと思っております。

以上です。

(吉村大阪市長)

特別区の場合は生活道路のようなものは特別区で決めていくという話になるんですけども、総合区の場合は、大阪市の全体の道路の計画については大阪市の残りますから大阪で決めていくということにはなると思えます。ただ、その中で、じゃ、どう進めていくのかというと、例えば城東区のそういった消防車も通れない道があるよと。これは城東区だけじゃなくてですね、生野区とか東成もそうですけどもそういったのが多いエリアと、逆にそういったのが少ないエリアに分かれてるんですね。ですんで例えばそういった総合区の中に城東区が入ってるような総合区の区長さんが、例えば北区とか中央区ではそんな

ん少ないかもしれんけども、城東区のこのエリアにはなかなかそういった消防車も入れないような道が多いから、それを拡幅するような予算についてしっかりとってくれというようなものを市長に対して意見具申するということが認められますから、それで市長からすると、じゃ、こっち側の総合区はこれ優先してやっていきましょうというような判断。ただ、こっち側の総合区はそれはちょっと違う方向で使うとかですね、そういったことができるようになるんじゃないのかなと思いますね。今はどちらかという、僕はこれおかしいと思って変えていってるんですけども、基本的には24区一色でやるというのがこれまでの大阪市政でしたのでね。今これは変えていくというので僕も変えられる範囲で変えてるんですけども、ただそこは総合区になったほうがより一層予算意見具申権というのを通じてそういった道幅の問題なんかでもですね、より住民の皆さんの意見が総合区長を通じて届きやすくなるし、実効性のあるものになっていくんだろうなというふうに思ってます。

(司会)

最後、お時間がそろそろきてますのであと一人の方でお願いしたいんですけども。そしたら前列のオレンジの服。はい。

(市民)

すみません、ちょっと足が悪いもので、かけて言わせてもらいます。

いろんな話を今聞いてたんですけども、大阪市は財政が黒なんですか、赤なんですか。赤でしょう。その財政をやりくりするにも余計なお金を使ってると思うんですよ。府の病院とか市の病院。一本化すれば多少少しでも減ると思うんですよ、負担が。そういうことが多いんでね、一本化して、それでもう一つ言いたいのは、きょうは若い人が多いんですけども、あとのことを考えずに、若い子どものことを、将来の夢ある青年たちを、そのことで考えるこの行事をこれからするということは、その子らにとっても、将来にはプラスになることですよ。だから今僕らがやいやい言うても、66なってるんですけどね。あと20年、50年で生きられませんか。だから市長の考えることは、僕は将来を見て言ってると思うんですよ。だからそれに対して、いろんなニュース見たら、市議会でも何でも会議あったら反対されることが多いですわね。それに反抗せずに全体でもっとすべを込めていくという話をしてほしいと思うんですよ。だからきょうはここへ来て、大分迷ったんですけども、よかったと思ってます。ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。

そういたしましたら時間に限りがございますので申しわけございません。ご意見、ご質問は以上とさせていただきます。

意見募集・説明会終了に当たりましてお願いとお知らせを申し上げます。本意見募集・説明会は、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご意見を聞きたいという方はご利用ください。なお、お配りした意見用紙は会場出口付近で回収いたしますが、後日区役所窓口等でもお預かりいたしますので、ぜひご意見や感想を記入していただければと思いますので、よろしくお願

します。

それでは、本日はこれもちまして意見募集・説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。お忘れ物のないように座席のまわりをご確認のうえ、お気を付けてお帰りくださいませ。